

財団法人文京アカデミー臨時職員規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人文京アカデミーの臨時職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において臨時職員とは、第7条に規定する手続きにより、採用され勤務する者をいう。

(臨時職員の職)

第3条 臨時職員をもって充てる職は、短期間又は季節的業務に従事させる臨時の職とする。

(採用)

第4条 臨時職員は、応募者の中から選考のうえ、理事長が適当と認めた者を採用する。
(雇用期間)

第5条 雇用期間は、原則として、2月以内とし、1月の雇用日数は20日以内とする。
ただし、月の途中で採用した者の最初の月の雇用日数は、当該月の残日数の3分の2以内とする。

2 前項の規定にかかわらず業務上やむを得ない場合には、雇用期間を更新することができる。この場合において雇用期間は、年度内を通算して6月(雇用日数120日以内)を超えることができない。

(雇用期間の特例)

第6条 業務上やむを得ない特別の理由により、前条第2項に定める雇用期間又は雇用日数によりがたい場合には、雇用期間又は雇用日数を延長することができる。

(雇用手続)

第7条 雇用に当たっては、被雇用者から承諾書(別記様式第1号)を徴するものとする。

(勤務時間)

第8条 臨時職員の勤務時間は、1週間につき40時間を超えない範囲内において理事長が定める。

(賃金等)

第9条 賃金については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 賃金については、時間給とし、その額は理事長が定める。

(2) 時間外勤務及び休日勤務を行った場合には、割増賃金を支給するものとし、その他の諸手当は一切支給しない。

(3) 賃金の支給方法については、被雇用者との契約(承諾書)により定めた方法とする。

付 則

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日(平成10年12月9日)から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日(平成18年3月31日)から施行する。

